

## 法学博士町田實秀先生

—その人と学問—

吉 永 榮 助

### (1) 法学博士町田實秀先生

一橋大学名誉教授町田實秀先生は、明治三十一年五月七日町田豊千代の長男として大阪に生まれた。町田家は鹿兒島の大名、島津家の家老職にあった名門、祖父は明治の元勲、東郷平八郎、伊東祐亨両元帥を始めとする薩摩出身の軍人等と親交のあった程の名士、禄を離れて始めた士族の商法の例に御多分にもれず、忽ちの中に失敗した。そこで祖父は、豊千代を当時の高等商業学校（本学の前身）に入学させ、新時代の商法を身につけさせることにした。豊千代がここを卒業したのは明治二十三年で、同期には平生夙三郎、藤村義苗（何れも如水会

理事長）等がいた。豊千代が後に浦賀ドックの社長に就任し倒産寸前の会社を見事に再建の上、株価を高からしめたのは、勿論、その非凡な経営的才能によるが、しかも、祖父が海軍の元老と交際し、この方面の援助があったことも大いにあざかったと見られる。

實秀先生の生後、間もなく、一家は東京に移られ北千住に居を構えた。先生の下町趣味の芽生えはこの頃に発している（勿論、下町育ちの令夫人の感化もある）。幼少の頃の印象として残っているのは祖父に連れられて今なら二時間そこそこでいける所を、一日がかりで湯河原に湯治に行ったことである。小学校三年のとき、千住から芝に移り、桜川尋常小学校に転校した。ここで奮励して卒

業のときは首席になり、時の東京市長尾崎行雄から賞を受けた。中学は日比谷公園の隣りの府立一中(日比谷高校)であり、ここでも卒業のときはそれまで首席を続けてきたY氏を抜き、級友を驚かせてしまった。そして数学の得意であった先生は、当時の一中の生徒の憧れである一高の理科を志望されていたが、偶々試験日が早かったために、運だめしに受けた東京高商予科の試験に合格してしまった。このことが、その後の先生の一生の行路の決定とさえなった。東京高商時代は自分の好む講義も聴かれなかったためか、成績が上がらず、語学は皮肉にもドイツ語を含めて、甚だ良くなかった。この間、予科生の好んでする、文学、小説及び手当り次第の雑文、雑学を読み耽っていた。なお本科三年に進級して間もなく、当時不治の病と称された肺壞疽にかかり、漸く九死に一生を得て予後熱海で療養された。恰かも復学されたときは、本学の学制が変わり、高商が東京商科大学に昇格したので、その第一回生として学部一年に編入され、四月に故三浦新七博士のゼミナールに選ばれて参加を許された(当時は今と違って一〇〇名中、二、三人しか入れなかった程の競争率であった)。一年以上には元教授・学長・上

原専祿氏がおられ、また本学名誉教授村松恒一郎氏は当時新進気鋭の助手であり、同輩には渡辺輝一(横浜国立大学経済学部教授)氏がおられた。大正十二年卒業後柴田銀次郎(神戸大学名誉教授)関栄吉(大阪大学教授)氏等と共に研究科に進まれ、引き続き三浦博士の指導の下に研究を続けた。ここで恩師の示唆により、またその期待を担うて専門の研究分野として、西洋法制史を選んだのである。研究科を終えて大正十四年附属商学専門部助教に任官、翌年正月にヨーロッパ留学に立、船中で当時の京都大学助教田中周友氏と親交を結ばれる。この期間の本学関係の留学生に、中山伊知郎、加藤由作、(故)佐藤弘等の名誉教授がおられ、元教授猪谷善一氏なども混じっていた。この時代にはドイツのインフラチオンは一応終わったが、なお円価が高いために外国人は、今日われわれの想像だに及ばぬ派手な留学生生活が出来た(インフラチオン時代の生活の一端、孫田秀春『労働法の開拓者たち』一二〇頁以下)。

ドイツ留学中先生は法制史の他に国法学にも興味を持たれ、この方の権威者であるヘラー H. Heller 教授のゼミナールにも参加した。そして官費留学を私費留学に切

り換えて更にその留学期間を延長し、昭和六年までベルリン大学で研究生活を送った。折からナチの勢力勃興により、内外の政情頗る急を告ぐるに當って、想出多かつたドイツをあとに帰朝されたのである。そして直ちに本科において西洋法制史を開講され、又附属商学専門部教授として、ドイツ語を担当された。程なく予科教授に交わられ、新制の法学部の発足と同時に教授として、西洋法制史、法律思想及び法学通論の講義を担当され、さらに大学院の修士博士課程において、同様の講座を受持たれた。昭和三十二年四月から二カ年間に、法学部長の職に就かれ、学部強化に力を注ぎ、複雑な諸件に妥当な解決を与える等、縦横に腕を振られた。

昭和三十四年から青山学院に新設された法学部に講義に行かれ、昨年三月、本学を停年制により、退官された後は、その専任教授として、引き続き西洋法制史及びローマ法の講義と演習を持たれている。

## 二

先生の教授としての活動は二つに分けることができ。一はドイツ語担任者としてその教育に尽された功績

であり、二は専門の研究分野たる西洋法制史、法律思想の講義において遂げられた、学問的水準の向上である。この教育的側面を軽視する見解は、本学の尊い歴史を知らぬことから由来するし、この方面に尽された先生の偉大な貢献は専門的分野の寡作を十分に補う程である。

もともと専攻は西洋法制史であったが、再度の渡欧で滞独中の堀光亀専門部主事(当時)に、そのドイツ語の力の素晴らしさを買われ、懇望されて、専門部教授になったまでで、先生にとってみればドイツ語はドイツを知り、又西洋法制史の原典をより正確に読破するための手段に過ぎない。それにも拘らず、一度び担任を命ぜられたは、職務に忠実な先生はこれにも熱意を傾けたのである。すなわち学生時代の経験や、ドイツ留学中の体験を生かし、教授の方法に工夫をこらした。とかく、第二語学を軽視し勝ちな学生に対して、出欠調査頗る嚴重、あるときは強く鞭撻し、あるときはおだてて、親しみを示すなど、なかなかの手練を示され、そして自らも楽しんでおられた。学生間のアダム「ヘル町」という語感の響きもこの辺の事情を示して甚だ妙であり、まさに名物的存在である。又先生はドイツ語の名詞の「性」即ち「男

性」、「中性」、「女性」を学生に暗記させる。定冠詞の夫の「性」の格の変化さえを覚えるのにもせい一ぱいの学生に、主な名詞の「性」を暗記させるのは甚だ無理だと思つたが、教え方がうまくつたせいか意外にも学生はよく上達した。このような教え方はドイツ、その他ヨーロッパに長く滞在、旅行した人でないと分らない。ドイツ、フランス、イタリヤ、スペイン、ギリシャ等、英語を除いた各国語の名詞には「性」の区別があり、この使い分けができないと、甚だおかしな話になる。これは日本人にとって、最も苦手であり、聞く所によると日本で有名なドイツ文学の大家もドイツに来て、いざ会話となると、ためらいつつ自信がなさそうに見えるとのことである。が、われらが「ヘル町」のドイツにおけるあらゆる層の人々に接して修得した会話は実に驚嘆と羨望の的でもあった。かつてケルロイター教授が来校されて講演の後座談会で町田先生の会話は小声でよく通ずるといつてそばで感心していたのは故米谷博士であった。米谷さんは「俺のようなヘタなのは大声を出すかそれでも通じない」というようなことを云っていた。

町田先生は予科で法律の原書講読をも担当され、私は

フランス語の原書講読を持ちながら、専門部ではドイツ語の時間を持たされていたので、屢々町田先生に難文の解説を乞うた。又御自宅においてどうやら難文が正確に訳し終つて、先生からドイツ語の教師としての免状を出すこと冗談交りでいわれたときも、何かうれしかったような記憶もある。それ程、先生のドイツ語の学力は信頼できる卓れたたまた確かなものであった。この語学力と専門の法制史の知識とをもって翻譯にとりかかったのが、ギールケの『アルトジウス』(Gerke, *Altusus*)であった。先生の非凡な力をもってすれば立ち所に完成すると思いきや、これはまさにその逆であり、先生は持ち前の慎重さに加えるに丹念な考証に非常な手間がかかり、推敲に推敲を重ねて完璧を期する中に、不幸にして戦災にあい原稿が全部烏有に歸した。このことは、学界のためにも返す返す痛恨事といわねばならない。そしてもしこの訳が世に出ることができたならば、恐らく、村松恒一郎名誉教授の名訳、ブルクハルト「イタリヤ文芸復興期の文化」(岩波文庫)に比すべきものであつたらう。たとえ世に出なくとも、恐らくその大部分の内容は、先生自身の学問の血肉となつて、法律思想史や法制史の中に採り入

れられていると思われる。

ドイツ語関係では原典に註解を施したものに H. Heller, *Staat* (1932), *Enneceurus, Die Rechtsgeschäfte* (1940), F. Lassalle, *Arbeiter-Programm* (1949) があり、又ドイツ語文法の入門書も二つ程出版され、本格的ドイツ語教授として少しも恥ずかしくないものであり、これが昭和二十八年ドイツ語の主任を辞するまでの予科及び前期における「ヘル町」の業績であり、教育者の活動である。

以上により、商学士たる先生が文学士に劣らぬ語学の深さを表わすと共に、法制史を専門とするなど、その幅の広さを十分に行うことができる。新制大学発足前の商学士は一般にこのように文化科学を広く究めようとしたのである。

専門の西洋法制史の講義は勿論本科で開講され、私も聴講した一人である。このときはギールケの団体法論を解説されたが、試験のとき、私もその第二巻から何か翻訳か、翻訳を主としてつくった論文を提出した覚えもある。その当時はふちの広い眼鏡をかけ、ノートを読みながら、時々教場に抱えてきたギールケの部厚な書物をのぞいておられた。この西洋法制史の講義は停年まで続け

られ、その間、前期で法学通論の講義もされたが、恐らくこの講義においても法制史的部分が最も得意で学生を惹きつけたに違いない（後に学問的業績の所で説く『法学』の第一編第七章、第八章、第二編第三章など参照）。さらに法律思想、殊に自然法思想の系譜にもその研究が進められ、田中誠二博士に代って法律思想の講義をされて学生が門前ならぬ教壇前に市をなす盛況ぶりであった。

矢張り、先生は西洋法制史におけるローマ法、ゲルマン法の二大潮流の交錯に関心をもった。ただその見方、分析方法において恩師三浦博士のそれによる所が多く、又全体を通じて博士から与えられたテーマたる団体意識、法意識の追究に力を入れているのである。

### 三

先生の学問的労作は現在までの所、余り多くない。この寡作は先生自身の性格によると自ら弁解されるが、客観的にわれわれが見るとそれが三浦門下に共通していることを発見する。その尤たるものは三浦博士自身であり、そしてみればこの寡作は実はその学識の深きことより由来している。このことは本学関係の同門の村松、上

原函教授についても言いうる。東洋にある日本にあって西洋法制史を学び研究することの難しさを、これらの碩学は百も承知なのである。もしも翻譯的羅列的平板的なしかも紹介的な仕事をも、学問的労作といえるのならば、語学に秀でたこれらの諸先生は月刊まではいかなくとも、季刊的の発表位はできた筈である。町田先生自身、原稿にとりかかってからすぐ一年経って未だ書けないことがあると述懐されているのは、強ち、悠々として文章を練っているだけではないのである。又東洋と西洋という大きな相違以外に、彼我の学問の水準の差も重大である。即ち学問的基準を後進的日本の学界に求めるか、ヨーロッパの先進国の最高水準を超える点にまで求めるかが、発表する労作の質の高さを決定する。これに加えて法制史家たる町田先生にとって、三浦博士のゼミに参加して与えられたテーマが余りに大きく、その問題意識が実に遠大であったことによるのではあるまいか。大正十年三浦ゼミに参加された当初は村松恒一郎助手の指導で、ラムブレヒト『近代歴史学』を読まれた(同じくラムブレヒト『歴史学入門』が上原元教授により訳されていることを附記する)。卒業論文には歴史学派のクニース

(Krieger)の研究をテーマとされている。このように村松・上原両氏等と一緒に一般の歴史学を最初研究した先生が次第に法制史に進んでいったのは、指導に当られた三浦博士から前述のギールケ『アルトジッス』とゾーム『ローマ法学提要』(E. Sohm, *Institutionen des Römischen Rechts*)の報告を求められたことがその契機となっている。そして恐らくこの頃、三浦博士から与えられたテーマは「団体意識」という先ほどもちょっとふれた誠に遠大なものであった。これを法制史的に解明すべく、ギールケの団体法論 (*Gierke, Genossenschaftsrecht*, 4 Bde. 1868—1913)と取り組んだのである。ドイツ留学中もこのテーマを離さず帰国後開始された大学講義もこれを材料にしながら、研究を掘り下げていった。このテーマをもものにしてしようとした所がそう簡単にできない点に先生の寡作主義の素因がある。

ちょうど、二度目の留学生のドイツより颯爽と帰朝された孫田秀春博士はさきにドイツ労働法をわが国に移植し、自らも労働法理論を樹立した先覚者であるが、今回は新興ナチの法理論を深く身に体して、日本におけるゲルマニスティックの最も権威者として意気軒昂たるもの

があった(同時にヤバンインスティトゥットの所長でもあった)。町田先生は、三浦博士が大学を去った後はこの孫田博士について「団体意識」の研究を続けたのである。言い換えれば、孫田ゼミに参加したのは新興の労働法を専攻するためでなく、ナチを含めてのドイツ・ゲルマンの「団体意識」を少しでも孫田博士に接してさぐりたいためであったと思われる。しかしこのゼミの参加中、又孫田博士に勧められて「指導者原理の意義とその歴史的背景」を研究発表する機縁になった。即ち孫田博士はナチの政治的擡頭とその裏付けとなっている政治理論を再度の滞独中、種々の要路の方面と接し又目の当たり見てきた一人であるので、町田先生にこのナチズムの基本をなす指導者原理の研究を勧めたのである。これが、先生が『「橋論叢」に発表された最初の論文(四巻二号—一九三九年)である。この指導者原理の研究が、後年多数決原理研究の端緒となったのは、皮肉でも、又弁証法的発展でも、更にナチ崩壊のためでも、何れでもなく、まさに三浦西洋史観当然の帰結なのである(これについては後に再言する)。

これより先、法制史の論文として、最初に発表された

のは「ギリシャに於ける都市国家の生成と法律観念」(「東京商科大学研究年報・法学研究」三一九三四年)である。ここでは恩師三浦博士の歴史観、その方法論、調子などが、かなり、多く受けつがれているように見えるが、しかし、自らの思考と独創を加えて、正義(dike)、テスモス、ノモス等の法律の基本観念を言語学的に解説を加え、更にそれが本来いかなる意味に使用されていたか、そしてそれが終局的に法律の意味に固まっていく過程を考証的に叙べられる。

次いで翌年にローマ法の研究に入る準備段階として、羅馬法関係羅句語の試訳を始め、当時助手であった私もこれを手伝うことになった。即ち先生はドイツ留学中、Kipp, Rabel, v. Mayr の「法学提要」「学説類集」などのローマ法の演習に出席した。すでに研究科時代に東京帝国大学の春木一郎博士の門を叩き、その教示を受けていたので、その磨きをかけて来たのである。先生のこのような本格的な、本場仕込みの素養に対して私は民法の助手で、故岩田新博士からローマ法の勉強を勧められ、当時ジラルール、ミッターイス、ゾーム及びアランジオールイツなどの書物を読んでいたに過ぎない。この仕事は基

本的な法律術語を撰択し、そのいちいちにつき、わが国のローマ法関係の法律書にどのような言葉で訳されているかを丹念に調べることから始まる。次に法源にまで遡り、これを手懸りに、日本語訳の中から、最も内容に合った適訳を定めるのである。まず日本に発表された文献をほぼ、網羅的に参照し、これに訳語が附されているかどうかをさがし、又わが国で全然訳語や解説のついてない語彙については、初めて自分達で適当な訳語を附さねばならない。その際、できる限りその本来の法源から得られる実質的内容を正確に盛りこんだ表現をさがしたから、およそ並大抵の苦勞ではなかった。しかしまた意外にこの初めての試訳を附する術語が頗る多く、その訳語の決定に当って先生は長考数時間、深更に及ぶことも少なくなく、翌日にわたることも屢々であった。日本間だけでも三階に五十畳ある宏大な御宅において全く二人だけで、早朝から深夜に至るまで、内外の古典的のローマ法の解説書註解書を手分けして読みあさり、その要点をカードに記入する作業には先生も全精力を出し尽したし、私も神経衰弱寸前の状態まで追いこまれた。ドイツにおいてラテン語を学び、又ギリシャ語にも通じていた

先生は法源を読まれながら、わが国の学者の恐らく読み違いと思われる箇所をいくつか発見したし又私の読み間違いをたしなめられた。もし先生がメリットをあげる傾向の性格の持主であったならば、忽ちわきにそれて、鬼の首でもとったようにこの方面に力を入れ、論文を発表したかも知れない。しかし、私共はあくまでも既定の方針を守ってこの困難な作業をひたすら続け、時の支那事変の進展に目もくれず、その完成を急いだのである。

ここで一言したいことは、この原稿執筆の頃は太平洋戦争の前夜ともいふべき支那事変の最中で、一部の人々の日本の強大さを誇示する傾向に引きずられて、神国日本の再発見が唱えられ、改めて日本の固有の性格を法制をも含めて諸事の中に求めんとする風潮が強くなっていた。世はあげて超非常時であった。かかる緊迫した状況の下において、この風潮に乗らず、日本とおよそ縁遠いローマ法の研究をすることに、一部の評者からのんびりしたものとやゆされそうなのである(昭和十三年頃の法律年鑑の書評欄参照)。そこで、この地味な基本的な労作を発表するには、一言、その序文においてことわり書きをしなければならなかったのである(なおこの年報はラート



(9) 法学博士町田實秀先生

ブルフ教授の七十歳誕生日の記念号とされ、ラ氏より丁重な手紙を得た。)そしてこの仕事は試訳であるにも拘らずその後類似のものが世に出たことを聞かないから、未だにユニックの存在を保っている。

確かに右の試訳作成の頃は世界的に独裁主義が成功し、民主主義が退潮しつつあった。ナチの政權確立と勢力増大はその政治原理の一たる指導者原理によるものであるとし、日本においてもこの原理により、諸政一新、国力の飛躍的發展をはからんとする一部の動きが日増しに強くなっていった。そこで孫田先生が、ドイツから帰った老大な最新の資料を材料にして町田先生の執筆されたのが、さきほども一言した「指導者原理の意義と其歴史的背景」であった。蓋しこの論文を書くのには先生は真に打ってつけであった。第一にナチ擡頭までドイツに留学していたこと、第二にナチスはそのイデーをギールケのゲルマン法研究の業績に多くを求めつつあったがこれは先生の年来の研究成果に大いに関係していることである。しかし出来上がったこの論文の結論は何と当時の風潮に水をさすようなものであった。即ち右翼の人達が昭和維新の錦の御旗として揚げ、ジャーナリズムが鵜

呑みにしていたこの指導者原理が、あくまでもドイツ固有の制度であり、それに止まるべきことの強い主張となつて表われてしまったからである。これこそまさに学問的な燭眼であり、ジャーナリズムと学者の相違、政治家と法制史家のアンシアウソクとの差である。

さて、先生はこの指導者原理を研究中、何故に多数決原理が否定されねばならぬかの疑問が湧き、これがそのまま脳裡に残った。しかし、熾烈化していった戦時中は、この疑問の解決のために文献に没頭する余暇は全くなく、ただ Starosolsky, Majoritätsprinzip, 1916 のみを手許において、空襲下ほの暗い燈火をたよりに読み耽けられた。そして万巻の蔵書を戦災で失ったにもかかわらず、この書物のみ辛うじて難をのがれた。やがて、敗戦、及び幾つかの身辺上の重なる不幸に身も魂もひしがれた先生は三浦先生から貴重なラテン語やドイツ語の辞典を贈られ、慰められた。この時三浦先生は同時この戦後の混乱の世の中では、必ずギリシャでのソフィスト張りの主観主義が割居し、相対主義になるから、多数決原理の考察が必要である旨を諄々と説かれた。ここで新に三浦先生の鼓舞激励を受けて、その抱懐してきた年来の

疑問を解決すべく、心氣一転して学問的精進に入っていたのである。

恰かも連合軍が進駐し、ポツダム宣言により、政界、財界、学界など各階層に亘って、民主主義を強行し、これを謳歌せしめた。そして人々は何もかも多数決で定めねばならぬと思い、連合軍の政策もこのように又思わせていた。このことが、世情を混乱の上に更に混乱を重ねしめる原因となっていたと今から言い得る。ここで町田先生はじっくりと法制史的に、ゲルマン的な全会一致とローマの多数決原理の交錯、両者の妥協、更に教会の教皇、司教の選挙における優秀決原理から多数決原理へのいわば質から量への転換などが持前の慎重な考証で跡づけられる。そして遂に多数決原理が確立された市民社会の初期までの大前提たる、社会構成員各自の統一体形成の自覚の存在が突きとめられたのである。

この論文の要旨は法学部の教授からなる一橋法学会でも報告されたが、その時、田中誠二博士が口を極めて激賞された。われわれも実にえらいことを研究したと驚き、すごいものになると目を見張った。まさにその通り、六つの論文からなるこの研究はまとめられて、京都

大学法学部に法学博士の学位論文として提出された。この論文の審査員には親友田中周友教授の他に猪熊兼繁、大石義雄の二教授があたりられ、その審査に基づいて、法学博士の学位が認可されたのである。

この多数決原理の歴史的研究を今一度、一橋の学問的伝統から評価すると、そこに文字通り、全体を貫いて、その経となつてゐるものは、三浦ゼミに参加して以来のテーマたる民族・心理学的な団体意識であり、その緯となつてゐるものは実定法上の法人の決議方法である。その経緯の編み方は恩師三浦博士の手法を用い、縦横に駆使されたローマ法、ゲルマン法、カノン法から素材が見事に結晶している。そしてそれが一般の歴史的研究よりも、法学部の法制史的貢献として、高く評価されるのは、団体といわず、法人といわず、その多数決の決議方法の本来妥当する前述の基盤(基体)を明らかにしたことで、これが歴史的研究を超えて他の法学部門、例えば、政治、会社、組合などにその当該の法の中で精製され、応用される目的を多分に持つからである。蓋し団体意思の形成はこれらのものすべてに共通しており、まさに法律意思の形成こそ、実定法における共通の基本問

題であり、先生がドイツ語の教科書として編纂注解したエネクツェルスの法律行為論のこの意味において、先生の研究をして、より実定法的傾向を強くするのに無意識の中にあずかっているのではないだろうか。

元よりこの多数決の研究は学問的なものであったが、眞の民主主義をよりよく理解しようとする人々は先生にその分り易い、素人向きの解説を求めた。この名著が出版された翌年（一九五九年）から、数年間又特に翌々年（一九六〇年）にかけて、先生は講演、座談、新聞雑誌により、その普及に努めた。本来ジャーナリズムは先生的好むところではないけれども、わが国の民主政治の向上のために、多くの時間と労力をさかれたのであり、この方面の寄与も看過できないものであろう。

恐らく先生はまだ多数決の研究を続けていく。恐らくこれが先生のライフ・ワークかも知れない。そして又快く衆人の要望に応じて、その平易な解説を施し、日本の民主主義の正しい運営に指針を与えることも、進んで引受けよう。この著述が先生の学問的生活の一時期を劃していることは明白である。最近再びローマ法研究に力を入れている。そして「ローマの支配体制」（一九六

一年）なる論文を発表した。これは家の構造に見られる個体主義的傾向と *Populus Romanus* の抽象性とをローマの特色とし更にローマ人の実際の法感覚にも着目する。そして元来王の命令権を意味する *Imperium* がやがてローマ帝国を意味するに至る過程と原理的機能的に扱っている。又青山学院大学の法学部のテキストとして、ローマ法史講義案を作成中とも承っている。

講義用ではあるが、「法学概論」（一九五四年）及び「法学—制度と思想の歴史を中心として—」（一九五六年）は、先生のこれまでの諸研究の縮図と、今後の計画図をうかがうについて便利でもある。ここで、西洋法制史一般についての基調であるゲルマン法とローマ法及びその交錯を始めとし、更にギリシャ、ローマ、ゲルマンの各団体意識と法、及びギリシャ法思想の発展などにつき簡にして要を得た説明がなされている。特に注目しなればならないのは、自然法思想の系譜と近代まで、及び近代の法思想である。自然法についてはさきに述べたようにギールケのアルトジウスの翻訳着手以来の先生の温めつつあるテーマであり、また法思想は自ずと熱の入った研究だけに学生を魅了した所なのである。こうして先生

はこの著述により、既存の法学概論その他類書に対して、自ら立体的歴史的説明を加えることにより、特色を出さんとしている。

四

先生は学生を愛し、よく学生を自宅に招き、そして社交術、処世術をも説く。又教場でもゼミでも、どこでも身勝手な振舞を厳しく叱る。いわゆる「代へん」などした者はもうこりこりと思ふ位であろう。又、典型的の良き一橋タイプである先生は、この誇りを有するが故に、大らかなゆとりある気持で、上下、貴賤、学閥を問わず、すぐに溶け合う。一橋の少数精鋭主義は、予算上の定員からくる宿命であるが、先生はより多数の人に自ら進んで交わることにより、その長所を十分に活かしている。そして先生は、自分の趣味は会合に出ることだといわれる。

先生は戦時中、空襲が激しくなり、学生間に戦争を倦むの気持が湧然としつつあるとき、よく学生を率いて過ちのないよう指導し、又学生もこれについてきたのは先生の人徳の然らしめる所であったといえる。又学生の面

倒もよく見られ、偶々三国人で都内に保証人のないために困っている学生の身元保証人を引受けるなど迷惑のことも厭わない。

学内の各種の委員になると、どの職務でも精励され、小さな案件でも真面目に考え、意見を交わす。先生の行政的手腕は昭和三十二年四月より二ヵ年、法学部長の職にあったとき、申分なく発揮された。当時講座数も少なく(今でも同じ)、他の学部に比して弱点の脱けなかつた法学部を担って、いかにその強化に努力したか、又一方様々の感情の漂う部内において、如何によく「和」をもって辛棒強くこれをまとめていったか、ただ頭の下がる思いがする。

又井藤元学長病氣のとき、一時的ではあったが評議員会の議長をつとめ、学長代理を見事に果たしたこともある。

このように固くるしい公職も自ら引受ければ立派にできるのであるが、先生の本性は矢張り、大学教授としてその好きにまかせて地味な研究をやり遂げ、学生と苦楽を共にし、その良き相談相手となり、又趣味の会から、同年会の会まであらゆる人々の集まりに出席することで

ある。そして、先生の出られる所、忽ち陽気な哄笑が始まり、幅広い話題で皆をひきつける。先生はこうした雰囲気に生きその甲斐を感じておられるのである。

## 五

先生は確かに日本でも有数の資産ある家庭に育てられ、学生及び研究生活において何一つ不自由がなかったように見える。当時一橋では甲州財閥の内藤章、福島の素封家内池廉吉教授と相並んで金満家といわれた。住んだ屋敷は実に広大なもので泥棒が三日間御不浄場に隠れて分らなかった位広かったそうである。これを取り毀して建った邸宅が当時木造で許されるぎりぎりの三階建て、地下室から三階まで自動式エレヴェーターがついていた。このような御家庭で先生が甘やかされて育ったと思うならば、それは大間違いで、まさに逆に祖父及び父君の躰は甚だ厳しかった。そして今日でもこれは町田家の家風をなしている。又先生は父君から合理的な生活を教えられている。時間の使い方、金銭の出し入れ、実に合理的で徹底しており、だらしないさ、しまりのないことを極度に嫌う、亡父の遺産の一部(二万五千元)を寄附し

た町田山寮を建てた(昭和十八年)のは、学生の訓練、躰という目的があったのである。

この先生の生活にも災厄がおとずれた。それは戦争である。父君の建てられた三階建の豪荘の邸宅は最早や維持する要もなくなくなり、近所の手頃な住宅に移られてから、間もなく始った空襲により、まともに直撃弾を受けられ、瞬時にして住家、家財、及び蔵書を焼失されたのである、焼跡にうず高くそのままの白灰の形で残った長年愛蔵した万巻の書物を前にして、先生は忙然自失していた。思わず手にふれて壊れていく苦心蒐集の稀観書、これこそ学者として断腸の苦しみがあった。

戦争末期、生きとし生ける若者すべてが召集されたとき、長男、秀春君も勤労働員先の北海道の北端から令状を持って上京した。しかし八月十五日終戦を迎えて、秀春君の無事を知り、疎開先から逢いに行くその矢先、突如、別な悲しむべき災難が起った。それは次男秀臣君(当時五歳)が折から暴走してきたトラックの車輪の下敷で、目のあたり、生命を奪われたのである。さすが気丈の先生もこれには余程こたえた。親から見れば、戦時中甘いもの一つろくに与えず、終戦でこれからという

ときに、又はたから見れば人一倍可愛らしかった(北村神戸大学名誉教授の言)次男を無惨にされ、続いて義兄京都大学古典語講師菊池慧一郎氏の計報が齎らされては自暴自棄の気持もおこる。因に菊池氏はさきの羅馬法関係羅句語試訳のラテン訳その他につき先生に助言を与えなどして力になって来ていた人である。しかし先生は重なる不幸にもよく耐え、続いて押寄せる食糧不足とインフレーションの波をどう克服するかに全力を注がねばならなくなつた。

世の混乱が次第に収まるにつれて先生の生活も正常に復した。まず茨城の疎開先から幸に焼け残つた御自分所有の居宅に移られ、以後は全くの無一物から漸次諸道具を整え、そして何よりも書物を購入される余裕が出来て、急速に蔵書が増えていった。間もなく、趣味に合せ設計し、増築した書齋において先生は若い者に劣らない熱情をもって勉強を始めた。こうして老いを忘れて先生の学問的研究が絶間なく続けられていく。

現在の御家庭では言葉通り琴瑟相和する純子夫人と長男秀春君(昭和二十三年本学卒村松(恒)ゼミ)、その夫人裕子さん(本学出身三嶋氏令嬢)及びその家族三人即ち先生の孫にあたる子供さん三人と七人暮しである。小学校のとき、体操と唱歌の苦手の先生もこの御孫さんのためには一つ位演ぜざるを得まい。しかし先生の最も得意かつ心から楽しんでおられるのは令夫人の御指南を受けて長唄をうたうときである。時々のおさらいや檜舞台における晴れ姿の稚氣あふるるお顔にはしみじみと幸福感が充たされている。

総じて先生の今までの経歴からほほ推しうるように、先生は晩成型であることである。従つて今後の生活ではあらゆる方面で寛容の徳のある、後輩の長所を生かす大器になられるべく、私はこのことを切に祈つて拙い筆をおくことにしたい。(原稿執筆につき勝田助手の協力による所が多い。記して謝意を表する。)(一九六三年一月六日)

(一橋大学教授)